ＥＸサービス取扱規則の一部改正（2024 年５月 10 日九州旅客鉄道株式会社公告第１号）

ＥＸサービス取扱規則（2022 年６月九州旅客鉄道株式会社公告第２号）の一部を次のように改正し、2024 年 ５ 月 22 日から施行します。

（利用設備の変更に係る取り扱い変更に伴う改正）

現　行	改　正
（前略）	（前略）
（契約内容の変更） 第 15 条　当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、ＥＸ運送契約を締結したＥＸサービス会員は、ＥＸサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を２人以上と約定したＥＸ運送契約にあってはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該ＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。	（契約内容の変更） 第 15 条　当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、ＥＸ運送契約を締結したＥＸサービス会員は、ＥＸサービスきっぷの発行を請求した時点又はチケットレス入場をした時点（利用人数を２人以上と約定したＥＸ運送契約にあってはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。）のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該ＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。
（中略）	（中略）
３　前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、ＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。ただし、エクスプレス予約サービスにより締結したＥＸ運送契約であって、かつ、利用設備を普通車指定席と約定したものに基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該ＥＸ運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であって実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。	３　前項に規定する利用設備の変更を取り扱う場合は、ＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車及び利用設備に対する旅客規則に定める料金を収受しているものとみなし、これとＥＸ運送契約において約定した乗車日、乗車区間及び乗車列車並びに変更後の利用設備に対する旅客規則に定める料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額があっても払いもどしをしません。~~ただし、エクスプレス予約サービスにより締結したＥＸ運送契約であって、かつ、利用設備を普通車指定席と約定したものに基づき乗車するお客様に対し、利用設備を特別車両に変更する取扱いを行う場合は、当該ＥＸ運送契約において利用設備を自由席又は普通車指定席と約定した区間であって実際に特別車両に乗車する区間に対する旅客規則に定める特別車両料金を収受します。~~
（以下略）	（以下略）